

成年後見制度は、認知症高齢者や精神障害者、知的障害者など判断能力の不十分な人のために、財産管理や契約を行う成年後見人等を選任する制度です。国では、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。)が施行され、これまでの取組に加え、更にノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることになりました。

また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

当市には、多くの高齢者や障害のある人が生活されており、財産管理や日常生活の援助など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

今後、国や県の動向を踏まえ、市においても認知症高齢者や障害者の権利擁護支援のため、成年後見制度の利用推進に関する施策を計画的に進めます。

## 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを推進します。

### (1) 地域連携ネットワークの役割

- ア 権利擁護支援の必要な人の発見支援
- イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

### (2) 地域連携ネットワークの基本的な仕組み

- ア 本人を後見人とともに支える「チーム」による体制づくり
- イ 地域における「中核機関」・「協議会」の体制づくり

※ 「チーム」とは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

※ 「協議会」とは、成年後見等が開始される前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係団体が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

## 2 中核機関の設置

成年後見制度の推進には、各地域において、地域連携ネットワークを整備し、専門職からなる協議会等を適切に運営していく必要があります。その地域連携ネットワークのコーディネートを行う等、「司令塔機能」を有する機関を中核機関といたします。

また、本市では、令和元年度に、成年後見制度の実施機関として日立市成年後見サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を開設しました。今後は、サポートセンターの機能強化（中核機関の設置等）に向けた取組を段階的に進めます。

### (1) 中核機関の役割

- ア 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。
- イ 地域における「協議会」の運営を行います。
- ウ 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」を有します。

※ 3つの検討・専門的判断とは、1つ目は、権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、2つ目は、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、3つ目は、モニタリング・バックアップの検討・専門的判断です。中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保することです。

### (2) 中核機関及び地域連携ネットワークが担うべき具体的機能等

- ア 広報機能（成年後見制度の広報や周知）
- イ 相談機能（成年後見制度の利用に関する相談等）
- ウ 成年後見制度利用促進機能（本人と後見人候補者のマッチングや市民後見人の育成や活用）
- エ 後見人支援機能（後見人等の相談や支援等）

## 3 日立市成年後見サポートセンターの取組

サポートセンターでは、成年後見制度の啓発や普及に向けた取組を行っています。また、地域の方や医療機関等の方からの相談や、申立支援を行っています。

### (1) 相談事業・広報啓発活動

成年後見制度の内容や制度利用の必要性などに関する各種相談に応じることと併せて、広く制度を知っていただくために出張型の講座を開催し、市民ニーズにきめ細かに対応しています。

#### 実績

■相談者/回数（人/回数）	R元年度
相談件数（件数）	169
出前講座（回数）	8

## 今後の方針

今後も、市民を始め福祉専門職など幅広い層を対象にした相談・啓発活動に努めます。

## 見込量

■相談者/回数（人/回数）	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数（件数）	180	190	200
出前講座（回数）	8	10	12

### (2) 市民後見人の養成

今後増加が見込まれる認知症高齢者や知的・精神障害者等の成年後見制度活用を推進するにあたり、その担い手となる市民後見人を養成しています。

また、市民後見人の活動促進に関して、家庭裁判所との協議及び連携を進めます。

※ 市民後見人養成講座を受講しても、直ちに後見人等になれるものではありません。

## 実績

■受講者（人）	R元年度
市民後見人養成講座	22

## 今後の方針

市民後見人養成講座を数年ごとに実施し、また、講座修了者を対象とした市民後見人フォローアップ講座を実施することで継続的な育成に努めます。

## 見込量

■受講者（人）	R3年度	R4年度	R5年度
市民後見人養成講座	0	20	0
市民後見人フォローアップ講座	15	0	15

### (3) 法人後見受任事業

日立市社会福祉協議会が成年後見人等を受任し、身上監護（日常生活上の契約などの法律行為）や財産管理を行っています。「法人後見」は、個人が後見人になるのとは異なり、後見人が死亡など不在となったり、後見人の事務が滞ったりといった事態を避けることができ、本人に思いもよらない不利益がおよぶことを避けることができます。

## 実績

■受任件数（件）	R元年度
後見	0
保佐	1
補助	1

※ 法人後見受任事業は、日立市社会福祉協議会が令和元年度から開始した事業です。

## 今後の方針

今後も身上監護を中心とした法人後見業務に努めます。

## 見込量

■受任件数（件）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
後見	1	2	3
保佐	1	2	2
補助	1	1	1

### (4) 後見人等の受任調整

令和元年度は、水戸家庭裁判所日立支部宛てに、市民後見人養成講座を実施することを説明しました。今後は、市民後見人が受任できる環境にするための打合せを継続して行っていきます。

また、専門職との受任調整についても、段階的に進めていきます。

### (5) 運営委員会の体制づくり

サポートセンターでは、弁護士、医師、金融機関、社会福祉士等をメンバーに委員会を組織し、後見制度における広報、相談、利用促進、後見人の受任等について検討を重ねています。（年4回実施）

## 4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、認知症や精神・知的障害などにより判断能力が不十分で、かつ、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について、市長が代わって申立てを行ったり、成年後見制度を利用するにあたり、費用を負担することが困難な人に対して、市が、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業のことを言います。

### (1) 市長申立

本人に身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない人については、市長が申立てを行うことができます。

#### 実績

■申立件数（件）	H29 年度	H30 年度	R 元年度
老人福祉法 第 32 条	1	1	1
知的障害者福祉法第 28 条	1	1	1
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 51 条の 11 の 2	0	0	0

## 見 込 量

■申立件数（件）	R3年度	R4年度	R5年度
老人福祉法 第32条	4	5	6
知的障害者福祉法第28条	1	1	1
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第51条の11の2	1	1	1

## (2) 報酬等の助成

成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、裁判所がその報酬額を決定します。被後見人等の資力が乏しい場合、財産から報酬が確保できない事が想定されますので、裁判所が決定した報酬額の全部又は一部を市が本人に代わり助成します。

※当該助成の対象者の配偶者及び四親等以内の親族は除く

## 実 績

■報酬件数（件）	H29年度	H30年度	R元年度
高齢者	1	1	3
知的・精神障害者等	0	0	1

## 見 込 量

■報酬件数（件）	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者	5	7	7
知的・精神障害者等	2	3	4

# 地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み

